

令和 6 年 5 月 24 日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

民間競争入札実施事業
「政府認証基盤の運用・保守業務」の自己チェック資料

① 「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の対応状況

「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」に記載の項目のうち、監理委員会から指摘のあった項目について、契約の性質上明らかに馴染まないものを除き、改善に取り組んでいる。

事業主体として競争性改善のために特に重点的に取り組んでいる項目は以下のとおりである。

- ・仕様書の作業内容を詳細化した。
- ・仕様書に記載できない認証業務の運用・保守に関する情報については、秘密保持を誓約させた上で閲覧資料とした。
- ・従来の実施状況に関する開示情報の更新、請負業務費用の内訳を追加した。
- ・他の認証局の事業者に対しても個別にデモンストレーションを含めた説明会を実施した。
- ・落札者決定から業務開始まで引継期間を 1 か月確保した。
- ・契約締結後も随時運用業務の引継を行うこととした。
- ・一部作業時間の要員要件を緩和した。
- ・感染症対策、業務効率化等の観点から、リモートワーク可能であることを追記した。
- ・請負者に関するステークホルダー（システム更改の請負者及び機器借入業者）との責任分界を明記した。

なお、監理委員会から対応を求められたものの、対応しなかった（できなかった）項目は以下のとおりである。

- ・運用・保守のしやすさについて、システム発足時から手順書のリバイス等、改善を積み重ねているため、既に一定レベルの使い勝手が確保できているものと認識しており、これ以上の改善は困難である。
- ・政府認証基盤システム（設計・開発・構築等）の更改時期に合わせた抜本的な見直しについて、事業の分割について改めて検討したが、政府認証局とブリッジ認証局を分割して運用すると、要員数や施設設備に重複が生じることから、分割は困難である。
- ・政府認証基盤システムの 24 時間稼働の見直しや常駐要員の人数を減らすために行政サービスを日中のみにすることについて、政府認証基盤システムは国際的な標準や政府全体の申合せに従い運用方法が決まっていることや、国外から日本の行政機関への申請があり得ることを踏まえ、24 時間運用が必

要であり、政府認証基盤システムで認証を行っている国は、どの国も 24 時間稼働していると理解していることから稼働時間の見直しは困難である。

② 実施状況の更なる改善が困難な事情の分析

競争性改善上のチェックポイントの対応状況で述べたとおり、監理委員会の指摘事項も踏まえ競争性改善に向けた対応は可能な限り行っているとことであるが、更なる改善の余地を検討するため、事業主体では関連事業者ヒアリングを実施し、本事業が実施可能な事業者が極めて限定される要因の分析を実施した。分析結果は以下のとおりである。

- ・新規参入事業者は、既存事業者に比べコスト的に有利となりにくい。
 - 既存事業者が構築した事業を引き継ぐには、切り替えのコストがかかり、また、最適化を実施済みのシステムであり、更なるシステムの最適化を行うことが難しくコスト削減が困難であることなどから、コスト面で不利である
 - 官公庁において政府認証基盤と類似の事業は存在しないため、事業者の官公庁担当部門において既存の体制がなく新たな体制が必要である。また、業界内において本事業に関する知見・ノウハウをもつ人員が少数であるため、人員確保が難しいなどの理由から、体制整備に時間とコストがかかる
 - 本事業の市場規模を考慮すると、既存事業に関する知見・ノウハウがない、または十分ではない事業者が多数を占めると考えられ、新規参入するためには既存事業の調査に時間・コストをかける必要がある
 - 既存事業者が構築した事業を引き継ぐことが難しいことや、既存事業に関する知見・ノウハウが十分ではないことなどから、事業を引き継いだ際にトラブルが発生する可能性が高く、既存事業者以上にリスク費を積む必要がある。
- ・政府認証基盤は、平成 13 年 4 月にブリッジ認証局及び府省認証局の運用を開始して以来、府省認証局の整備、「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」（平成 17 年 3 月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく府省認証局（14 認証局）の廃止、官職証明書、サーバ証明書及びコード署名証明書等を一元的に発行する政府共用認証局への移行などこれまでの整備に係る深い造詣や、官職証明書等各種電子証明書の一元的な発行のほか、行政機関の処分権者と申請者との間の申請・届出等手続のやり取りをインターネット上で行える仕組みを実現するための日本政府独自の仕組みである政府認証基盤のブリッジ認証局及び処分権者側認証局（政府共用認証局、LGPKI）と申請側認証局（民間認証局等）と相互に信頼関係を結ぶ相互認証の仕組みや相互認証に係る手続きといった専門性に対する知識が必要であり、一般的な認証基盤（PKI）のシステム運用とは異なる

る特殊な分野である。

- ・政府認証基盤の運用にあたっては、前述の当該システムの独自性のみならず、府省等単位に設置する府省等登録局（LRA）、登録局（RA）及び発行局（IA）から構成される政府共用認証局の運営に関する意思決定をデジタル社会推進会議関係課長等連絡会議が行うなど各府省等の合意を得て政府認証基盤を運用することや、平成 13 年 4 月運用開始当初から国民等に係るものを発行する民間認証局等と府省認証局との相互認証を行うに必要な書類審査、相互認証テスト、各府省等の合意を得て相互認証証明書を取り交すなど官民に跨るステークホルダーとの調整や運用といった面においても深い知見・ノウハウが必須となり、入札における技術点について競合他社に対し優位性を確保することが困難であると考えられる。
- ・政府認証基盤は行政機関及び民間認証局の相互に証明書検証を行う認証局や、電子署名の付与・検証を行う各府省のシステムと連携及び機能の提供をしており、提供するサービスの利用者や関係する官民の組織が多岐にわたることから、円滑な運用には各組織からの相互認証の申請や連携希望への対応を含む調整にかかるノウハウの蓄積が必要と考えており、一からの構築が難しい。
- ・政府認証基盤における市場規模を中長期観点で捉えた場合、認証基盤の市場としてはクラウドサービスや AI などのビジネスと比べて限定的でありビジネス拡大の可能性は極めて低いと考え、戦略的な価格で対応することは判断として現実的ではなかった。

以上のことから、新規参入事業者の受注メリットがないものとする。